

香川県報



第 32 号

平成 15 年

4月25日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定 (みどり整備課) 一
- 平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、普通寺市、観音寺市及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部改正（健康福祉総務課）
- 平成十三年香川県告示第七百五号（民生委員の定数）の一部改正

公 告

- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 二
- 漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定 (水産課) 三
- 漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定 (漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定)の一部改正 一〇
- 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 (道路保全課) 一一
- 道路の区域変更 (道路保全課) 一二
- 道路の位置指定 (二件) (建築課) 一二
- 道路の位置指定の廃止 () 一二
- 落札者等の公示 (二件) (情報政策課) 一三
- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 一三
- 土地改良事業の認可 (土地改良課) 一四
- 土地改良区の役員の就任の届出 () 一四
- 土地改良区の役員の就任の届出 () 一四
- 土地改良事業の完了の届出 () 一四

○県営土地改良事業の工事完了

○公共測量の終了の通知

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

き老人ホームの指定

告 示

●香川県告示第二百五十四号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡池田町大字蒲野字目見ヶ谷二三二二の五・二三二二の三・二三二二の四・二三二二の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
一三三〇四の三、一三三〇四の四、一三三〇五の三、一三三〇六の二、一三三〇六の三から一三三〇六の五まで、一三三〇七の三、一三三〇七の四、二三二二の三、二三二二の四、二三二二の五、二三二二の六、二三二二の七、二三二二の八、二三二二の九、二三二二の十、二三二二の十一、二三二二の十二、二三二二の十三、二三二二の十四、二三二二の十五、二三二二の十六

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び池田町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第二百五十五号

平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、普通寺市、観音寺市及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「及びさぬき市」を「さぬき市及び東かがわ市」に改める。

表に次のように加える。

東かがわ市	引田地区	坂元、馬宿、南野、黒羽、川股、吉田、引田及び小海
	白鳥地区	松原、伊座、帰来、湊、白鳥、東山、西山、与田山、入野山及び五名
	大内地区	三本松、水主、中筋、川東、横内、西村、馬篠、小砂、土居、中山、三殿、町田、松崎、大内、落合、大谷及び小磯

●香川県告示第二百五十六号

平成十三年香川県告示第七百五号(民生委員の定数)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「大 川 郡

引 田 町

白 鳥 町

大 内 町

か が わ 市

九〇」に改める。

●香川県告示第二百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 〇〇四二七	三七七二三 〇〇四二七	事業所の名称 及び所在地 グループホームくすの 木	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 株式会社讃光 代表取締役 松原祐子	指定年月日 平成十五年 四月十六日	サービス の種類 痴呆対応 型共同生
------------------------	----------------	------------------------------------	---	-------------------------	-----------------------------

●香川県告示第二百五十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定める。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七二五 〇〇六二〇	株式会社サンサニー 綾歌郡飯山町東坂元二 四八四番地	株式会社サンサニー 代表取締役 三谷賢一 綾歌郡飯山町東坂元二 四八四番地	〃	活介護 福祉用具 貸与
----------------	----------------------------------	--	---	-------------------

一 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第一号(はまち、まだい、雑魚)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町城鼻地先

点の位置

基点 A 庵治町丸山ハジキ鼻

” B 相引川尻中央点(牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中

央点)

” C 高松市屋島台頂北端(北嶺北端)

” D 女木島北端

” E 庵治町大島アバギの鼻西端

” F 庵治町大島東端

” G 御殿山根太鼻

” H 御殿山高頂(八八メートル)南側の小高

” I 江ノ浦埋立地西側護岸北角

” 点 イ AからI見通し線上Aから四〇〇メートルのところ

” 口 BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

- 2 漁業の種類、名称及び時期
第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------------|
| 魚類小割式養殖業 | 三月二十日から翌年二月十日まで |
- 〃ハ CからH見通し線上口からHへ七〇メートルのところ
 〃ニ CからH見通し線とAからF見通し線との交差点
 〃ホ ニからG見通し線とヲからD見通し線との交差点
 〃ヘ チからト見通し延長線とCからH見通し線との交差点
 〃ト ヲからD見通し線上ホからDへ一〇メートルのところ
 〃チ ワからリ見通し延長線上リから一〇メートルのところ
 〃リ ニからG見通し線上ホからGへ一〇メートルのところ
 〃ヌ ヲからD見通し線上ヲから一〇メートルのところ
 〃ル ワからリ見通し線上ワから一〇メートルのところ
 〃ヲ AからI見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 〃ワ AからI見通し線上Aから一六〇メートルのところ
 漁場の区域 イハ、ハへ、へチ、チル、ルヌ、ヌヲ、ヲイの七直線に囲まれた区

- 3 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画および養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 4 地元地区
木田郡庵治町
- 二 存続期間
平成十五年七月十日から同年十二月三十一日まで

三 免許予定日 平成十五年七月十日
 四 免許申請期間 平成十五年七月一日から同月二十七日十七時まで
 ●香川県告示第二百五十九号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十八条第三項の規定による一定の水域を次のように定める。
 平成十五年四月二十五日

小割り式三年魚はまち養殖業

香川県知事 真 鍋 武 紀

加入区 の 名 称	区 域
三年魚はまち第一加入区	区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域
三年魚はまち第三加入区	区第八〇六号漁業権の漁場の区域
三年魚はまち第一四加入区	区第八一六号漁業権の漁場の区域、区第八一七号漁業権の漁場の区域及び区第八一八号漁業権の漁場の区域
三年魚はまち第一七三加入区	区第八二五号漁業権の漁場の区域及び区第八二六号漁業権の漁場の区域
三年魚はまち第一七五加入区	区第八二〇号漁業権の漁場の区域及び区第八二二号漁業権の漁場の区域
三年魚はまち第二三加入区	区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の間点から点ロの方向へ五メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点ニハを結ぶ線の間点から点ニの方向へ五メートルのところを点bとし（以下同じ。）、a b、b ニ、ニイ、イ aの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ハニを結ぶ線上点ニか

<p>三年魚はまち第二二加入区</p>	<p>区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、ロハ、ハb、ba、aロの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、ニイ、イb、ba、aニの四直線に囲まれた区域、区第八三二号漁業権の漁場の区域のうち、ロハ、ハb、ba、aロの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、dニ、ニイ、イb、b dの四直線に囲まれた区域</p>
<p>三年魚はまち第四三加入区</p>	<p>区第八七八号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四四加入区</p>	<p>区第八七七号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四五加入区</p>	<p>区第八八二号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四五三加入区</p>	<p>区第八七六号漁業権の漁場の区域</p>

<p>加入区 の 名 称</p>	<p>区 域</p>
<p>三年魚はまち第四四加入区</p>	<p>区第八八一号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四五六加入区</p>	<p>区第八八〇号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四五七加入区</p>	<p>区第八七五号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四五八加入区</p>	<p>区第八七九号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四五九加入区</p>	<p>区第八八七号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四六〇加入区</p>	<p>区第八八六号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第四六二加入区</p>	<p>区第八八五号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第五〇〇加入区</p>	<p>区第八七四号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚はまち第六六五加入区</p>	<p>区第八七三号漁業権の漁場の区域</p>
<p>小割り式三年魚かんばち養殖業</p>	<p></p>
<p>加入区 の 名 称</p>	<p>区</p>
<p>三年魚かんばち第一加入区</p>	<p>区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚かんばち第二加入区</p>	<p>区第八〇六号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚かんばち第一四一加入区</p>	<p>区第八一六号漁業権の漁場の区域、区第八一七号漁業権の漁場の区域及び区第八一八号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚かんばち第一七三加入区</p>	<p>区第八二五号漁業権の漁場の区域及び区第八二六号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚かんばち第一七五加入区</p>	<p>区第八二〇号漁業権の漁場の区域及び区第八二二号漁業権の漁場の区域</p>
<p>三年魚かんばち第二三加入区</p>	<p>区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、点イロ</p>

<p>三年魚かんばち第二五二加入区</p>	<p>を結ぶ線の間接点から点ロの方向へ五メートルのところを点aとし(以下同じ)、点ニハを結ぶ線の間接点から点ニの方向へ五メートルのところを点bとし(以下同じ)、a b、b ニ、ニイ、イaの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ハニを結ぶ線上点ニから点ハの方向へ二五メートルのところを点aとし(以下同じ)、点ロイを結ぶ線上点イから点ロの方向へ二七五メートルのところを点bとし(以下同じ)、a b、b ロ、ロハ、ハaの四直線に囲まれた区域、区第八三一号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の間接点から点ロの方向へ五メートルのところを点aとし(以下同じ)、点ニハを結ぶ線の間接点から点ニの方向へ五メートルのところを点bとし(以下同じ)、a b、b ニ、ニイ、イaの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、点ホイを結ぶ線上点ホから点イの方向へ五〇メートルのところを点a、一七五メートルのところを点bとし(以下同じ)、点ヘニを結ぶ線上点ヘから点ニの方向へ五〇メートルのところを点c、一八五メートルのところを点dとし(以下同じ)、c d、d b、b a、a cの四直線に囲まれた区域</p>
<p>加入区 の 名 称</p> <p>一年魚すずぎ第一加入区</p> <p>一年魚すずぎ第三加入区</p> <p>一年魚すずぎ第一四二加入区</p> <p>一年魚すずぎ第一七〇加入区</p>	<p>区</p> <p>区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八〇六号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八一七号漁業権の漁場の区域、区第八一八号漁業権の漁場の区域及び区第八一九号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八二一号漁業権の漁場の区域、区第八二三号</p>
<p>小割り式一年魚すずぎ養殖業</p>	<p>三年魚かんばち第四三加入区</p> <p>三年魚かんばち第四四加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五一加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五三加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五四加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五六加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五七加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五八加入区</p> <p>三年魚かんばち第四五九加入区</p> <p>三年魚かんばち第四六〇加入区</p> <p>三年魚かんばち第四六二加入区</p> <p>三年魚かんばち第五〇〇加入区</p> <p>三年魚かんばち第六六五加入区</p> <p>区第八七八号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八七七号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八二号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八一号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八七六号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八一号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八〇号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八七五号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八七九号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八七号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八六号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八八五号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八七四号漁業権の漁場の区域</p> <p>区第八七三号漁業権の漁場の区域</p>

一年魚すずき第一七一加入区	漁業権の漁場の区域及び区第八二四号漁業権の漁場の区域	一年魚すずき第四五九加入区	区第八八七号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第一七二加入区	号漁業権の漁場の区域	一年魚すずき第四六〇加入区	区第八八六号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二二二加入区	区第八三二号漁業権の漁場の区域	一年魚すずき第四六二加入区	区第八八五号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二二二加入区	区第八三四号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線上点ロから点イの方向へ二六〇メートルのところを点 a (以下同じ。)、一二〇メートルのところを点 b (以下同じ。)	一年魚すずき第四六五加入区	区第八八三号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二二二加入区	と、点ニハを結ぶ線上点ハから点ニの方向へ二六〇メートルのところを点 c (以下同じ。)	一年魚すずき第四六七加入区	区第八八四号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二二二加入区	とし、一二〇メートルのところを点 d とし(以下同じ。)	一年魚すずき第四六八加入区	区第八八八号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二二二加入区	とし、a、c、c二、ニイ、イ a の四直線に囲まれた区域	一年魚すずき第五〇〇加入区	区第八七四号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二二三加入区	区第八三三号漁業権の漁場の区域	一年魚すずき第六六五加入区	区第八七三号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第二八七加入区	区第八五六号漁業権の漁場の区域	小割り式二年魚すずき養殖業	
一年魚すずき第四四三加入区	区第八七八号漁業権の漁場の区域	加入区 の 名 称	加入区 の 名 称
一年魚すずき第四四四加入区	区第八七七号漁業権の漁場の区域	二年魚すずき第一加入区	区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第四四四加入区	区第八八二号漁業権の漁場の区域	二年魚すずき第三加入区	区第八〇六号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第四五三加入区	区第八七六号漁業権の漁場の区域	二年魚すずき第一四二加入区	区第八一七号漁業権の漁場の区域、区第八一八号漁業権の漁場の区域及び区第八一九号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第四五四加入区	区第八八一号漁業権の漁場の区域	二年魚すずき第一七〇加入区	区第八二一号漁業権の漁場の区域、区第八二三号漁業権の漁場の区域及び区第八二四号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第四五六加入区	区第八八〇号漁業権の漁場の区域	二年魚すずき第一七一加入区	区第八二七号漁業権の漁場の区域及び区第八二八号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第四五七加入区	区第八七五号漁業権の漁場の区域	二年魚すずき第二二二加入区	区第八三三号漁業権の漁場の区域
一年魚すずき第四五八加入区	区第八七九号漁業権の漁場の区域		

二年魚すずぎ第二二二加入区	区第八三四号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線上点ロから点イの方向へ二六〇メートルのところを点a(以下同じ。)、一二〇メートルのところを点b(以下同じ。)
二年魚すずぎ第二五二加入区	区第八三四号漁業権の漁場の区域のうち、点c、c a、a b、b dの四直線に囲まれた区域
二年魚すずぎ第二五三加入区	区第八三三三号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第二八七加入区	区第八五六号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四四三加入区	区第八七八号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四四四加入区	区第八七七号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五一加入区	区第八八二号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五三加入区	区第八七六号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五四加入区	区第八八一号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五六加入区	区第八八〇号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五七加入区	区第八七五号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五八加入区	区第八七九号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四五九加入区	区第八八七号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四六〇加入区	区第八八六号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四六二加入区	区第八八五号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四六五加入区	区第八八三三号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第四六七加入区	区第八八四号漁業権の漁場の区域

加入区 の 名称	区 域
二年魚すずぎ第四六八加入区	区第八八八号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第五〇〇加入区	区第八七四号漁業権の漁場の区域
二年魚すずぎ第六六五加入区	区第八七三三号漁業権の漁場の区域
小割り式二年魚ひらまさ養殖業	
加入区 の 名称	区 域
二年魚ひらまさ第一加入区	区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域
二年魚ひらまさ第三加入区	区第八〇六号漁業権の漁場の区域
二年魚ひらまさ第一四一加入区	区第八一六号漁業権の漁場の区域、区第八一七号漁業権の漁場の区域及び区第八一八号漁業権の漁場の区域
二年魚ひらまさ第一七三加入区	区第八二五号漁業権の漁場の区域及び区第八二六号漁業権の漁場の区域
二年魚ひらまさ第一七五加入区	区第八二〇号漁業権の漁場の区域及び区第八二二号漁業権の漁場の区域
二年魚ひらまさ第二二二加入区	区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の間点から点ロの方向へ五メートルのところを点aとし(以下同じ。)、点二ハを結ぶ線の間点から点ニの方向へ五メートルのところを点bとし(以下同じ。)、a b、b ニ、ニイ、ニイ aの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ハニを結ぶ線上点ニから点ハの方向へ二二五メートルのところを点aとし(以下同じ。)、点ロイを結ぶ線上点イから点ロの方向へ二七五メートルのところを点bとし(

<p>二年魚ひらまさ第二五二加入区</p>	<p>以下同じ。)、a b、bロ、ロハ、ハaの四直線に囲まれた区域、区第八三二号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の間点から点ロの方向へ五メートルのところに点aとし(以下同じ。)、点ニハを結ぶ線の間点から点ニの方向へ五メートルのところに点bとし(以下同じ。)、a b、bニ、ニイ、イaの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、点ホイを結ぶ線上点ホから点イの方向へ五〇メートルのところに点a、一七五メートルのところに点bとし(以下同じ。)、点ヘニを結ぶ線上点ヘから点ニの方向へ五〇メートルのところに点c、一八五メートルのところに点dとし(以下同じ。)、c d、d b、b a、a cの四直線に囲まれた区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第二八五加入区</p>	<p>区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、ロハ、ハb、b a、aロの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、ニイ、イb、b a、aニの四直線に囲まれた区域、区第八三二号漁業権の漁場の区域のうち、ロハ、ハb、b a、aロの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、dニ、ニイ、イb、b dの四直線に囲まれた区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第三三六加入区</p>	<p>区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、ヘc、c a、aホ、ホへの四直線に囲まれた区域、区第八三六号漁業権の漁場の区域、区第八三七号漁業権の漁場の区域、区第八三八号漁業権の漁場の区域及び区第八三九号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四一一加入区</p>	<p>区第八五九号漁業権の漁場の区域及び区第八六〇号漁業権の漁場の区域 区第八八八号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四四三加入区</p>	<p>区第八七八号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四四四加入区</p>	<p>区第八七七号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五一加入区</p>	<p>区第八八二号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五三加入区</p>	<p>区第八七六号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五四加入区</p>	<p>区第八八一号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五六加入区</p>	<p>区第八八〇号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五七加入区</p>	<p>区第八七五号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五八加入区</p>	<p>区第八七九号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四五九加入区</p>	<p>区第八八七号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四六〇加入区</p>	<p>区第八八六号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第四六二加入区</p>	<p>区第八八五号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第五〇〇加入区</p>	<p>区第八七四号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第六六五加入区</p>	<p>区第八七三号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第七二二加入区</p>	<p>区第八九七号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第七二七加入区</p>	<p>区第九〇〇号漁業権の漁場の区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第七六六加入区</p>	<p>区第九一三号漁業権の漁場の区域のうち、点ロハを結ぶ線上点ロから点ハの方向へ一五〇メートルのところに点aとし(以下同じ。)、点イニを結ぶ線上点イから点ハの方向へ一五〇メートルのところに点bとし(以下同じ。)、ロa、a b、bイ、イロの四直線に囲まれた区域</p>
<p>二年魚ひらまさ第七六七加入区</p>	<p>区第九一三号漁業権の漁場の区域のうち、aハ、ハニ、ニb、b aの四直線に囲まれた区域</p>
<p>小割り式三年魚ひらまさ養殖業</p>	<p></p>

加入区 の 名称	区 域
三年魚ひらまさ第一加入区	区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第三加入区	区第八〇六号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第一四一加入区	区第八一六号漁業権の漁場の区域、区第八一七号漁業権の漁場の区域及び区第八一八号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第一七三加入区	区第八二五号漁業権の漁場の区域及び区第八二六号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第一七五加入区	区第八二〇号漁業権の漁場の区域及び区第八二二号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第二二二加入区	区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の中点から点ロの方向へ五メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点ニハを結ぶ線の中点から点ニの方向へ五メートルのところを点bとし（以下同じ。）、a b、b ニ、ニイ、イ aの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ハニを結ぶ線上点ニから点ハの方向へ二二五メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点ロイを結ぶ線上点イから点ロの方向へ二七五メートルのところを点bとし（以下同じ。）、a b、b ロ、ロハ、ハ aの四直線に囲まれた区域、区第八三一号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の中点から点ロの方向へ五メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点ニハを結ぶ線の中点から点ニの方向へ五メートルのところを点bとし（以下同じ。）、

三年魚ひらまさ第二五二加入区	a b、b ニ、ニイ、イ aの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、点ホイを結ぶ線上点ホから点イの方向へ五〇メートルのところを点a、一七五メートルのところを点bとし（以下同じ。）、点ヘニを結ぶ線上点ヘから点ニの方向へ五〇メートルのところを点c、一八五メートルのところを点dとし（以下同じ。）、c d、d b、b a、a cの四直線に囲まれた区域
三年魚ひらまさ第二八五加入区	区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、ロハ、ハ b、b a、a ロの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、ニイ、イ b、b a、a ニの四直線に囲まれた区域、区第八三一号漁業権の漁場の区域のうち、ロハ、ハ b、b a、a ロの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、d ニ、ニイ、イ b、b dの四直線に囲まれた区域
三年魚ひらまさ第三三六加入区	区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、ヘ c、c a、a ホ、ホへの四直線に囲まれた区域、区第八三六号漁業権の漁場の区域、区第八三七号漁業権の漁場の区域、区第八三八号漁業権の漁場の区域及び区第八三九号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四一加入区	区第八五九号漁業権の漁場の区域及び区第八六〇号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四四三加入区	区第八六八号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四四三加入区	区第八七八号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四四四加入区	区第八七七号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四五一加入区	区第八八二号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四五三加入区	区第八七六号漁業権の漁場の区域

加入区	加入区の名	加入区の区域
三年魚ひらまさ第四五四加入区		区第八八一号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四五六加入区		区第八八〇号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四五七加入区		区第八七五号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四五八加入区		区第八七九号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四五九加入区		区第八八七号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四六〇加入区		区第八八六号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第四六二加入区		区第八八五号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第五〇〇加入区		区第八七四号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第六六五加入区		区第八七三号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第七二二加入区		区第八九七号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第七二七加入区		区第九〇〇号漁業権の漁場の区域
三年魚ひらまさ第七六六加入区		区第九一三号漁業権の漁場の区域のうち、点ロハを結ぶ線上点ロから点ハの方向へ一五〇メートルのところを点aとし(以下同じ。)、点イニを結ぶ線上点イから点ハの方向へ一五〇メートルのところを点bとし(以下同じ。)、ロa、ab、bイ、イロの四直線に囲まれた区域
三年魚ひらまさ第七六七加入区		区第九一三号漁業権の漁場の区域のうち、aハ、ハニ、ニb、baの四直線に囲まれた区域
小割り式まあじ養殖業		
まあじ第一加入区	加入区の名	加入区の区域
		区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇三号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域及び区第八〇五号漁業権の漁場の区域

まあじ第三加入区	加入区の名	加入区の区域
		区第八〇六号漁業権の漁場の区域
まあじ第一四二加入区		区第八一七号漁業権の漁場の区域、区第八一八号漁業権の漁場の区域及び区第八一九号漁業権の漁場の区域
まあじ第一七〇加入区		区第八二一号漁業権の漁場の区域及び区第八二三号漁業権の漁場の区域
まあじ第二二一加入区		区第八三二号漁業権の漁場の区域
まあじ第二二二加入区		区第八三四号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線上点ロから点イの方向へ二六〇メートルのところを点a(以下同じ。)、一二〇メートルのところを点b(以下同じ。)、点ニハを結ぶ線上点ハから点ニの方向へ二六〇メートルのところを点c(以下同じ。)、一三〇メートルのところを点dとし(以下同じ。)、ac、eニ、ニイ、イaの四直線に囲まれた区域
まあじ第二五二加入区		区第八三四号漁業権の漁場の区域のうち、dc、ca、ab、bdの四直線に囲まれた区域
まあじ第二五三加入区		区第八三三号漁業権の漁場の区域
●香川県告示第二百六十号		
平成十一年香川県告示第三百五十七号(漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改正する。		
平成十五年四月二十五日		
香川県知事 真 鍋 武 紀		
小割り式二年魚はまぢ養殖業の表二年魚はまぢ第一三三六加入区の項中「区第八五九号漁業権の漁場の区域」を「区第八五九号漁業権の漁場の区域及び区第八六〇号漁業権の漁場の区域」に改め、同表二年魚はまぢ第一三三七加入区の項を削る。		
小割り式二年魚かんばち養殖業の表二年魚かんばち第四一一加入区の項中「区第八六八号漁業権の漁場の区域」を「区第八六八号漁業権の漁場の区域のうち、点イニを結ぶ線上		

点イから点ニの方向へ五〇〇メートルのところを点aとし（以下同じ）、点ロハを結ぶ線上点ロから点ハの方向へ五〇〇メートルのところを点bとし（以下同じ）、イa、ab、bロ、ロイの四直線に囲まれた区域」に改め、同表二年魚かんばち第四一加入区の項の次に次のように加える。

二年魚かんばち第四一加入区	区第八八号漁業権の漁場の区域のうち、aニ、ニハ、ハb、baの四直線に囲まれた区域
---------------	--

●香川県告示第二百六十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市志度五三八二番地二三 松原 友一

さぬき市志度三三五番地一 佐藤 正彦

さぬき市志度二五番地六 朝比奈 利是

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

志度加入区 特定かき養殖業

二 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄三八〇七番地 石原 昌美

さぬき市鴨庄三八八一番地 石原 義博

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

鴨庄加入区 特定かき養殖業

●香川県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月二十五日から平成十五年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 西白方善通寺線（二二七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員（メートル）	
仲多度郡多度津町大字山階字大藪 一一一 一 地先から 一二一 一 地先から	前	九・二	道路改修事業による現道拡幅
	後	一三・五	
仲多度郡多度津町大字山階字岡山 一三五 三 一 地先まで	前	一一・九	
	後	一九・五	

●香川県告示第二百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第二号
 - 二 指定 年月日 平成十五年四月十六日
 - 三 指定道路の位置 善通寺市木徳町字室ノ辻三六八―二、三六八―四、三六九―二、三六九―三、三七〇―三及び同地先農道・水路 六九―三、
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一二メートル及び四・九六メートル、五・一八メートル
- 延長 二三・一一メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供す

る。

●香川県告示第二百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 西土指道 第一号

二 指定年月日 平成十五年四月十一日

三 指定道路の位置 三豊郡豊浜町大字姫浜字竹塚一四九―三、一一五〇―一、一一五〇―一、一一五三―一、一一五三―一、一一五三―一、一一五三―一、一一五三―一及び同地先農

道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 五二・四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第二百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十九年二月二十八日指道第五十三号（香川県告示第百十二号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 廃止年月日 平成十五年四月七日

二 指定を廃止する道路の位置 善通寺市原田町字土居一五六五―一、一五六五―七、一五六五―八及び農道

五六五―八及び農道

三 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 四七・四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二百七十一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 給与システム運用業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十五年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 香川県高松市藤塚町一丁目一〇番

三〇号

六 契約価格 三九、九〇〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政

策部情報政策課システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三二四一

●香川県公告第二百七十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 電子計算システム（汎用コンピュータ、端末機及び周辺機器）一

式

二 調達方法 借入れ

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十五年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 香川県高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

六 契約価格 月額一七、六三九、三一七円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三二四一

●香川県公告第二百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

久保田 謙

坂出市福江町三丁目三番三二号

竹本 モトエ

坂出市福江町三丁目四番四五号

鎌田 正子

坂出市大池町一番四〇号

田中 昌則

坂出市大池町一番五一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター池園店

坂出市池園町五二九番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後九時

変更後 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十五分から午後九時十五分まで

変更後 午前九時十五分から午後十時十五分まで

4 変更年月日

平成十五年四月二十日

二 届出年月日

平成十五年四月十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年四月二十五日(金曜日)から同年八月二十五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年八月二十五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第二百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、琴平町土地改良区が土地改良事業(かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業庚申堂地区))を行うことについて平成十五年四月四日認可した。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、丸亀市土器町土地改良区から役員(退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住 所 退任年月日
 監事 高畑 俊昭 丸亀市土器町西二丁目七三番地 平成一四、八、二

二 就任した役員

役員の種類 氏名 住 所 就任年月日
 監事 小林 良雄 丸亀市土器町西四丁目六〇番地 平成一五、三、二四

●香川県公告第二百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、琴南町土地改良区から役員(就任について次のとおり届出があった。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住 所 就任年月日
 理事 上川 正 仲多度郡琴南町造田一五五一番地第五 平成一五、四、一

川崎 浅勝	一五六一番地第二	〃	〃
中山 康三	二五〇番地	〃	〃
湊 高春	川東六五六番地	〃	〃
西山 秀範	一八七番地一	〃	〃
柴田 和男	造田六〇〇番地	〃	〃
石川 恵三	一七七五番地	〃	〃
尾崎 康博	三〇八三番地	〃	〃
幡多 康範	川東七二二番地の一	〃	〃
峯俊 忠孝	造田三九五番地	〃	〃
眞鍋 忠彦	二〇六七番地二	〃	〃
宮田 靖夫	二〇五七番地	〃	〃
川崎 隆一	一五六四番地	〃	〃
監事 矢敷 宜廣	川東八七九番地	〃	〃
香川 和久	造田二七二九番地	〃	〃
土井 佐織	五一〇番地	〃	〃

●香川県公告第二百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
馬越岡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)	馬越岡地区	平成一五、三、二〇
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	下大門地区	平成一五、二、二二
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	山根地区	平成一五、二、二二

小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	松尾地区	平成一四、一二、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	流地区	平成一四、一二、一三
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	木庄地区	平成一五、三、一〇
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	黒庄地区	平成一五、二、一七
沖の島地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	沖の島地区	平成一五、三、二八
此尾地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	此尾地区	平成一五、三、三

●香川県公告第二百七十八号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十九号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（用排水施設整備）	蛙子広谷地区	平成一五、三、八

●香川県公告第二百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長から次の公共測量を平成十五年三月三十一日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類
公共測量（道路計画による基準点・水準測量）
- 二 作業期間
平成十五年二月十七日から同年三月三十一日まで
- 三 作業地域
大川郡 白鳥町 大内町

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十五年四月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム長寿苑	観音寺市木之郷町四九九一六二	平成十五年四月十五日

平成十五年四月二十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています